

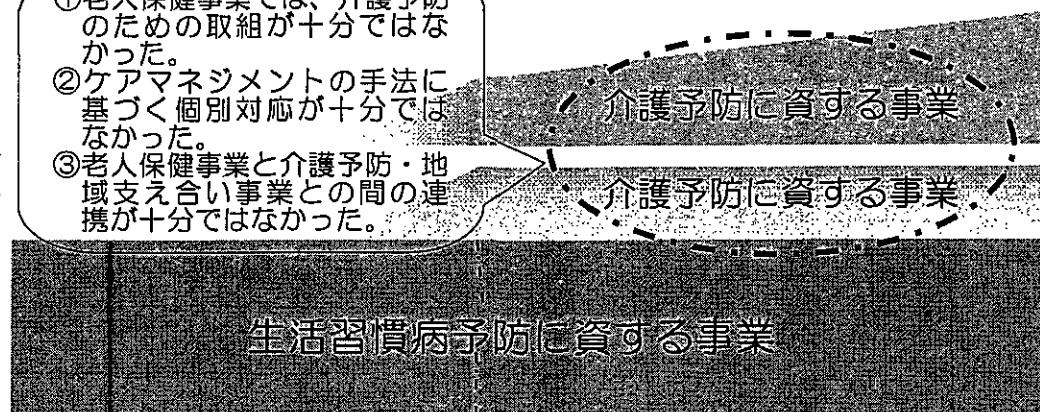
# 地域支援事業の創設

## 【現状】

※健康な65歳が目標

※介護予防事業は体系・内容ともに不十分

- ①老人保健事業では、介護予防のための取組が十分ではなかった。
- ②ケアマネジメントの手法に基づく個別対応が十分ではなかった。
- ③老人保健事業と介護予防・地域支え合い事業との間の連携が十分ではなかった。



40歳

65歳

介護予防・地域支え合い事業

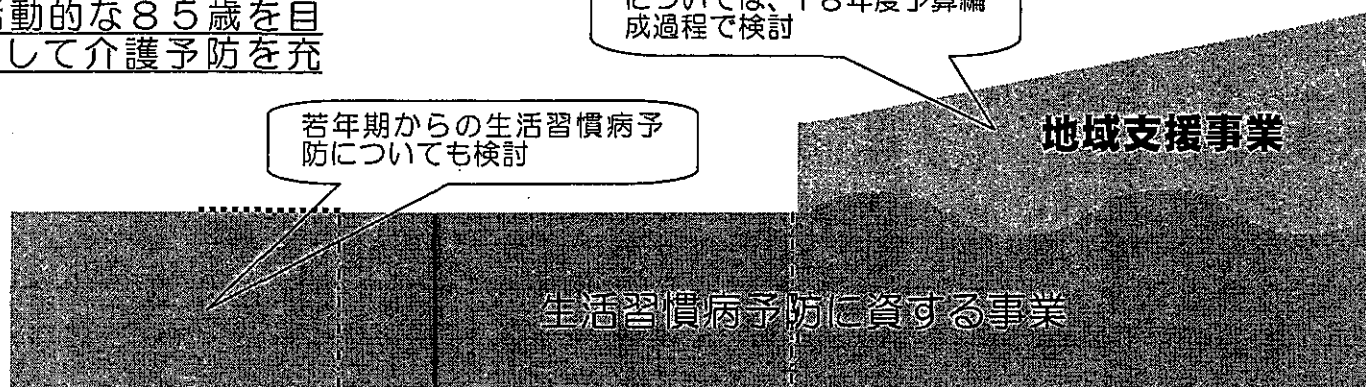
老人保健事業

## 【見直し案】

※活動的な85歳を目指して介護予防を充実

65歳以上の介護予防事業については、18年度予算編成過程で検討

若年期からの生活習慣病予防についても検討



40歳

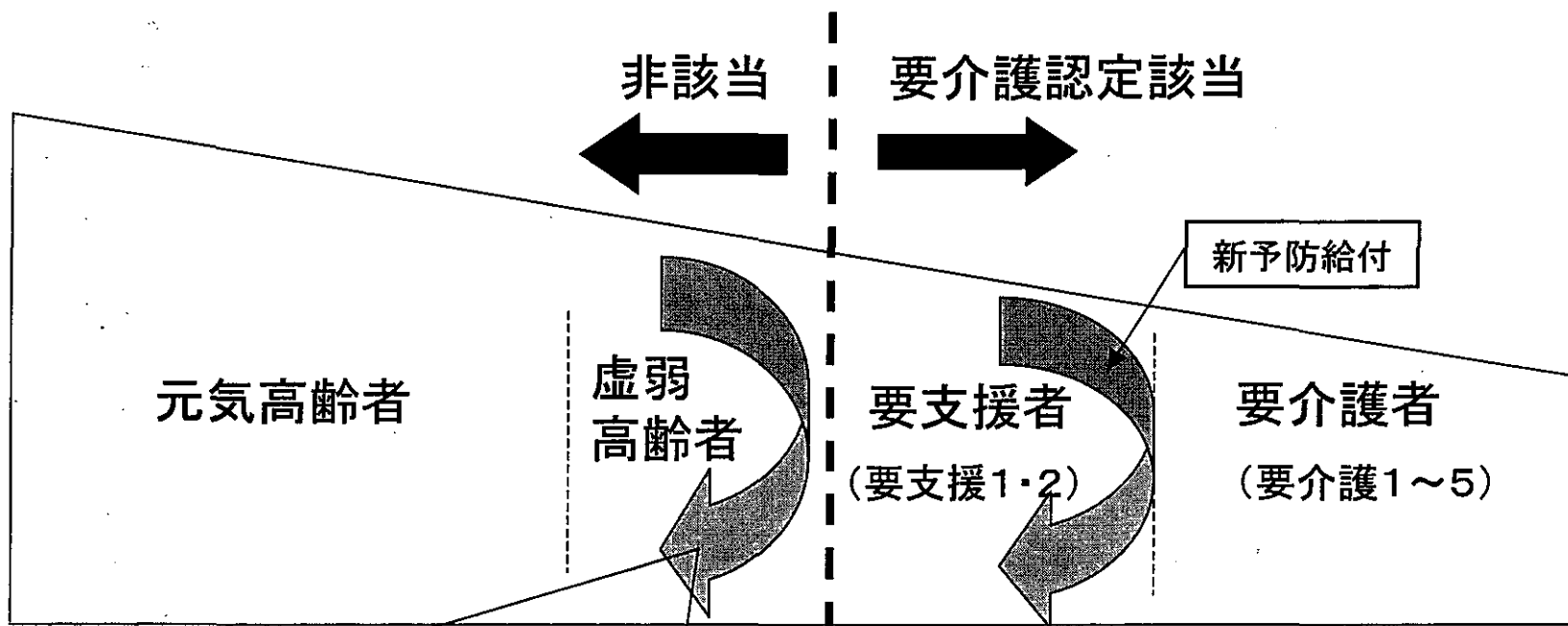
65歳

介護保険制度

医療制度改革や「健康フロンティア戦略」の見直しの過程で議論

## 地域支援事業の目的

- 要介護状態の発生予防を目標に、
- 要介護状態に陥るおそれの高い者（虚弱高齢者）等を対象として、
- 運動器の機能向上等の介護予防に資する事業を、
- 主として集団で実施。



地域支援事業の導入により、要介護状態の発生を予防！

➡ 保険財政上も効果が見込める  
＝保険者である市町村が一貫した体系の下で実施

# 地域支援事業の概要

## I. 事業の内容

### ①介護予防事業

- ア) 介護予防のスクリーニング（ハイリスクグループの選定）の実施
- イ) 要支援・要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供

### ②包括的支援事業

- ・ 介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防サービスのマネジメント）
- ・ 総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・ 地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

### ③任意事業

介護給付費適正化事業、権利擁護事業、家族支援事業など

☆包括的支援事業は地域包括支援センターに、他の事業は事業者等に委託可能。

## II. 財源構成等

- (1) 事業規模 市町村介護保険事業計画に明記。政令で一定の限度額を定める。
- (2) 財源構成
  - ①介護予防事業
    - ・ 現行の給付費の財源構成と同じ（1号保険料、2号保険料、公費）
  - ②包括的支援事業・任意事業
    - ・ 1号保険料と公費で構成
- (3) 利用料 市町村は地域支援事業の利用者に対して利用料を請求できるものとする。

# 地域支援事業・新予防給付・地域包括支援センター

## 1 地域支援事業…要支援・要介護になる前を対象

### (1) 必須事業

#### ① 介護予防事業

#### ② 包括的支援事業

: 介護予防マネジメント(介護予防事業のマネジメント)

: 総合相談・支援事業

: 地域ケア支援事業

地域包括支援センター  
(市町村直営or委託)に  
委託可能

### (2) 任意事業

(介護給付費適正化事業、権利擁護事業等)

地域包括支援センターが  
指定介護予防支援事業  
者として指定を受け実施

## 2 新予防給付…現行の要支援+要介護1の一部を対象

① 介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防デイ等)

② 地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症デイ等)

③ 介護予防支援(新予防給付のケアマネジメント)

予防重視型システム

# 地域支援事業の財源（概要図）

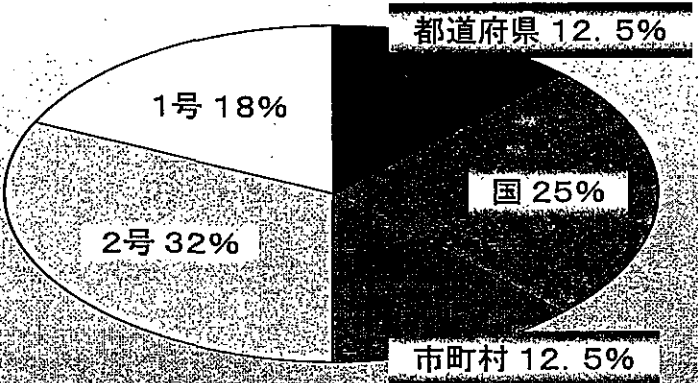
地域支援事業については、  
政令で事業規模について一定  
の限度額を定める

## 地域支援事業

### 介護予防事業

○ 介護予防事業の実施による介護 保険給  
付抑制効果を考慮し、1号 保険料及び公費に  
加え、2号保険料も財源とする。

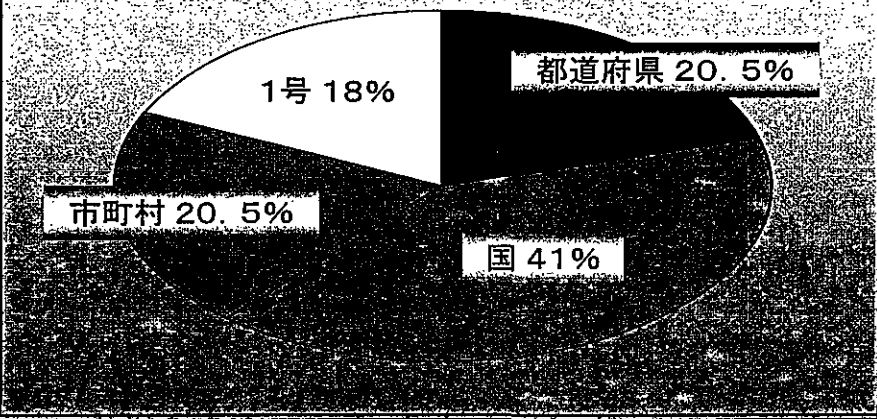
【財源構成】



### 包括的支援事業 任意事業

○ 財源は、1号保険料及び公費  
○ 1号負担分を除いた部分を国1/2、都道府  
県・市町村1/4ずつ負担

【財源構成】



# 地域支援事業の全体像について（イメージ案）

